

(地Ⅱ 94)

平成26年8月15日

都道府県医師会

学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

道永麻里

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令に伴う

学校保健安全法における取扱いについて（周知依頼）

標記につきまして、海外における中東呼吸器症候群の発生の状況に鑑み、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）等が公布され、平成26年7月26日から施行されているところです。

これに伴い、文部科学省より、学校保健安全法における取り扱いを下記の通りとすること、並びに、会員各位に適切な対応をお願いしたい旨の周知依頼がございましたのでご案内いたします。

つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会への周知につきまして、貴職のご高配を賜りますよう宜しくお願ひいたします。

#### 記

学校保健安全法施行規則第18条第2項により、中東呼吸器症候群が学校において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなされることとなる（出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる）。

以上

事務連絡  
平成 26 年 8 月 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令に伴う  
学校保健安全法における取扱いについて

海外における中東呼吸器症候群の発生の状況に鑑み、別紙のとおり、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成 26 年政令第 256 号）等が公布され、平成 26 年 7 月 26 日から施行されております。

これに伴う学校保健安全法における取扱いは下記のとおりですので、十分に御理解の上、適切な対応をお願いします。

貴会の会員各位におかれましては、学校における適切な対応にご協力くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページ及び国立感染症研究所ホームページに参考となる情報が掲載されておりますので、お知らせいたします。

記

学校保健安全法施行規則第十八条第二項により、中東呼吸器症候群が学校において予防すべき感染症の第一種の感染症とみなされることとなる（出席停止の期間の基準は、「治癒するまで」となる）。

（参考ホームページ）

厚生労働省「中東呼吸器症候群（MERS）について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係

TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2918)

# 別紙

健発0716第17号  
平成26年7月16日

都道府県知事  
各保健所設置市市長 殿  
特別区区長

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

## 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行等について

中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）については、平成24年9月以降、アラビア半島を中心に多数の発症事例が報告されている。特に、平成26年4月以降、アラビア半島諸国における感染者が急速に増加するとともに、輸入症例が世界各地において報告されているため、日本国内においても、中東呼吸器症候群の患者が発生するおそれがある。

本日、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第257号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第258号）、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読み替えに関する省令（平成26年厚生労働省令第81号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第82号）が公布されたところである（別添1参照）。

これらの命令は、海外における中東呼吸器症候群の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

## 第一 概要

- 1 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の制定
  - (1) 中東呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定めること。（第1条関係）
  - (2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日（平成27年7月25日）までの期間とすること。（第2条関係）
  - (3) 中東呼吸器症候群については、感染症法第8条第1項、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第13条、第15条、第16条から第25条まで、第27条から第30条まで、第34条、第35条、第36条（第3項を除く。）、第37条、第38条（第7項を除く。）、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条（第4号から第6号までを除く。）、第58条（第8号、第9号、第11号、第13号及び第14号を除く。）、第59条、第61条第2項及び第3項、第63条、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読み替えをすること。（第3条関係）

なお、中東呼吸器症候群については、別紙に掲げる感染症法上の措置を主として講じることができるものであること。

- (4) (3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。（第4条関係）
- (5) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。

## 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正

ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスを感染症法第6条第22項の三種病原体等に指定すること。（第2条関係）

## 3 検疫法施行令の一部改正

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号の政令で定める感染症として中東呼吸器症候群を定めること。（第1条関係）
- (2) 中東呼吸器症候群の病原体の有無に関する検査の手数料を4,150円と定めること。（別表第2関係）

4 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読み替えに関する省令の制定

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第3条第1項の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定を準用する場合における所要の読み替えをすること。（本則関係）

5 検疫法施行規則の一部改正

中東呼吸器症候群の病原体に感染したおそれのある者については、仮検疫済証に付する期間は336時間を超えてはならないものとすること。（第6条第2項関係）

## 第二 施行期日等

- 1 第一の命令は、公布の日から起算して10日を経過した日（平成26年7月26日）から施行すること。
- 2 第一の1の中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令及び同4の中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読み替えに関する省令は、同1の（2）の期間の末日限り、その効力を失うこと。

## 第三 その他

- 1 感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部について、別添2のとおり改正すること。
- 2 この改正は、平成26年7月26日から適用すること。

別紙

中東呼吸器症候群について講じることのできる主な感染症法上の措置

疑似症患者に対する適用（第8条第1項）  
医師の届出（第12条）  
獣医師の届出（第13条）  
感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）  
健康診断（第17条）  
就業制限（第18条）  
入院（第19条及び第20条）  
移送（第21条）  
退院（第22条）  
感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）  
ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）  
物件に係る措置（第29条）  
死体の移動制限等（第30条）  
質問及び調査（第35条）  
入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附隨する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条文番号

政

令

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

### 政令第二百五十五号

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、この政令を制定する。

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第三十四号を第二十二号とし、第二十五号から第六十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三項の表児童福祉法第二十条第五項の項及び母子保健法第二十条第五項の項を削る。

#### 附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

文部科学大臣 下村 博文  
内閣総理大臣 安倍晋三

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

### 政令第二百五十六号

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

#### (中東呼吸器症候群の指定)

第一条 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。次条及び第三条第一項（同項の表を除く。）において単に「中東呼吸器症候群」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定める。

（法第七条第一項の政令で定める期間）

第二条 法第七条第一項の政令で定める期間は、中東呼吸器症候群については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

(法の準用)	
第三条 中東呼吸器症候群については、法第八条第一項、第十二条第一項（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十五条、第十六条から第二十五条まで、第二十七条から第三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条（第三項を除く。）、第三十七条、第三十八条（第七項を除く。）、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第五十七条（第四号から第六号までを除く。）、第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条规定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
法第八条第一項	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）
法第十二条第一項	中東呼吸器症候群の患者
法第十二条第二項	中東呼吸器症候群
法第十三条第一項	中東呼吸器症候群の患者
法第十三条第二項	中東呼吸器症候群
法第十三条第三項	中東呼吸器症候群
法第十三条第四項	中東呼吸器症候群
法第十三条第五項	中東呼吸器症候群
第一項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
第二項の政令で定める動物	ヒトコブラクダ
第三項の規定	ヒトコブラクダ
動物について	ヒトコブラクダについて
同項の政令で定める感染症	中東呼吸器症候群
中東呼吸器症候群	中東呼吸器症候群



法第三十八条第五項	一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八条第六項	二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
法第三十八条第八項	一年前（結核指定医療機関にあっては、三十日前）	一年前
法第三十九条第九項	、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関	及び第二種感染症指定医療機関
法第四十条第一項	、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関	及び第二種感染症指定医療機関
法第四十一条第一項	又は第三十七条の二第一項の規定により	の規定により
法第四十二条第一項	第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による	同項の規定による
法第四十三条第一項	第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による	第三十七条
法第四十四条第一項	医療	第三十七条第一項
法第四十五条第一項	又は第三十条の規定により感染症指定期定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者	又は第三十条の規定により感染症指定期定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者
法第四十六条第一項	医療	医療
法第四十七条第一項	又は診療所から	又は診療所から
法第四十八条第一項	医療	医療

## 法第六十三条第三項

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症

中東呼吸器症候群

(地方自治法施行令の一部改正)  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

法第六十四条第一項	場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)の規定による場合(第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。)の規定による場合
前章	前章

第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項及び第五項、第三十六条第一項及び第五項	第三十八条规定
第十四条第一項及び第五項、第三十六条第一項及び第五項	第六章

（同条第二項、第八項及び第九項に係る部分を除く。）第十四条第一項及び第五項、第三十六条第一項及び第五項、第三十七条第一項から第五項まで、第四十一条（結核指定医療機関に係る部分を除く。）第五十三条第一項の二、第三十七条第七項並びに第六十条の二十七第七項並びに第六十一条（同条第二項、第八項及び第九項に係る部分を除く。）第十四条第一項及び第五項、第三十六条第一項及び第五項、第三十七条第一項から第五項まで並びに第四十三条、第三十九号まで及び第十四号）	第三十九号まで及び第十四号
（同条第二項、第八項及び第九項に係る部分を除く。）第十四条第一項及び第五項、第三十六条第一項及び第五項、第三十七条第一項から第五項まで並びに第四十三条、第三十九号まで及び第十四号	第三十九号まで及び第十四号

## 政令第二百五十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働大臣 田村憲久  
内閣総理大臣 安倍晋三

第三条において準用する法第十二条(第四項及び第五項を除く。)第十三条、第十五条(第二項及び第三項を除く。)第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)及び第五項並びに同条第八項及び第十九項(それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

感 療 法 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第六条第二十二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村憲久  
内閣総理大臣 安倍晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

- この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。  
(この政令の失效)
- この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行  
為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条(第四号から第六号  
までを除く。)若しくは第五十八条(第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。)の規  
定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しく  
は第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収  
することができる実費については、この政令は、その後も、なおその効力を有する。

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

## 政令第二百五十八号

検疫法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、検疫法（昭和三十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「チクンガニア熱」の下に「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ME-RSコロナウイルスであるものに限る。別表第二において単に「中東呼吸器症候群」という。）」を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

一件につき 二、四〇〇円

を

チクンガニア熱	一件につき 二、四〇〇円
中東呼吸器症候群	一件につき 四、一五〇円

に改める。

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## 政令第二百五十九号

がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令  
内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律の施行期日は、平成二十八年一月一日とする。ただし、同法第十五条第二項及び第三項の規定の施行期日は、平成二十六年七月十七日とする。

厚生労働大臣 新藤 義孝  
内閣総理大臣 安倍 晋三

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## 政令第二百六十号

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令  
内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百十一号）第十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令をここに公布する。

（施行期日）  
（教育公務員の範囲）

## 政令第二百六十一号

独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令  
内閣は、独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十二条並びに附則第二条第一項、第二項及び第四項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

## （教育公務員の範囲）

第一条 独立行政法人日本医療研究開発機構法（以下「法」という。）第十二条の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。  
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）  
二 國立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

（研究公務員の範囲）  
第二条 法第十二条の政令で定める研究公務員は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその所属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

## 附則

（施行期日）  
（独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時において承継される國の権利及び義務）

（第二条 法附則第二条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。  
一 文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣の所管に属する物品のうち、それぞれ文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務  
二 法第十六条各号に掲げる業務に因し國が有する権利及び義務のうち前号に掲げるものの以外のも

## 附則

（施行期日）  
（この政令は、がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の規定の施行の日（平成二十六年七月十七日）から施行する。）

（厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。）

第一条第一項中「厚生科学審議会（以下「審議会」という。）」を「審議会」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の二条を加える。

（所掌事務）

第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第八条第一項に規定するもののほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百十一号）の規定に基づきその権限に屬させられた事項を処理する。

○厚生労働省令第八十一号  
中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）第三条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第十八条第二項の規定に基づき、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読み替えに関する省令を次のように定める。  
平成二十六年七月十六日  
厚生労働大臣 田村 恵久  
中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読み替えに関する省令

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十二条の規定の準用については、同条第二項第三号中「痘そう」とあるのは、「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERS-CoVナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）痘そう」と、同条第三項第一号中「重症急性呼吸器症候群」とあるのは、「重症急性呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

（施行期日）  
附 則

一 この省令は、中東呼吸器症候群を指定感染症とする。として定める等の政令の施行の日から施行する。

（この省令の失効）

二 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第八十二号  
　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する旨令を次のように定める。

平成二十六年七月十六日 厚生労働大臣 田村憲久  
検疫法施行規則の一部を改正する省令  
検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十  
三号）の一部を次のように改正する。  
第六条第二項中第六号を第七号とし、第三号か  
ら第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に  
次の一号を加える。

三 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナ  
ウイルス属MERSコロナウイルスであるも  
のに限る。）の病原体に感染したおそれのある  
者があるときは、三百三十六時間

この省令は、検疫法施行令の一部を改正する政  
令（平成二十六年政令第二百五十八号）の施行の  
日から施行する。

附 則

告

示

○農林水產省告示第九百八十五號

肥料取扱法(昭和十五年法律第二百一十七号)第七条第一項の規定に基づき、平成二十六年五月十二日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。	
平成二十六年七月十六日	農林水産大臣 林 芳正
1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所	有効期間が3年であるもの
登録番号	肥料の種類
生第100071号	化成肥料
	ほう素カリ土有機入り複合特897号
生第100072号	化成肥料
	有機入り化成888号
生第100073号	汚泥堆肥
	Tパワー堆肥Ⅲ
生第100079号	汚泥発酵肥料
	かんとりースバーワーク(かんの友舎)(ゆうわ)
	椿枝岐村

生第100080号	化成肥料	くみあい有機入りペレット051	太平物産株式会社
生第100087号	液状複合肥料	S B 根菜用液肥1号	ダン化学株式会社
生第100098号	液状複合肥料	液肥70号	アグロカネショウ株式会社
生第100099号	配合肥料	C H33号	太陽肥料株式会社
生第100100号	化成肥料	S Cニトロエース407	有限会社サン・チヤード
輸第100055号	化成肥料	FORWARD株式会社	茨城県神栖市砂山4番地
輸第100102号	化成肥料	フオワード粒状有機入り肥料	東京都杉並区成田東一丁目48番4号
有機入り544 有効期間が6年であるもの 登録番号		シーアイマテックス	東京都中野区松が丘一丁目5番地の1
生第100077号	肥料の種類	肥料の名称	名 称
生第100081号	化成肥料	丸菱高度化成綠青特号	丸菱肥料株式会社
生第100091号	化成肥料	くみあい苦土マンガン 成S55	北海道肥料株式会社
生第100101号	化成肥料	化成肥料444	有限公司興農社
輸第100073号	化成肥料	化成肥料482	東京都千代田区神田錦町二丁目9番地
輸第100074号	硫酸アンモニ	マンガンほう素入り化 成肥料14—16—16 号	東京都千代田区神田錦町二丁目9番地
輸第100075号	重油かす及 びその粉末	三井物産アグロビジ ヌ又株式会社	東京都中央区日本橋本町三丁目3番5号
輸第100076号	化成肥料	硝入り高廈化成S 800	東山物産株式会社
輸第100082号	尿素	硫安 3号	石坂三丁目3番5号
輸第100083号	化成肥料	N 8 硝油かす	伊藤忠商事株式会社
輸第100084号	硫酸苦土肥料	亜リン酸カリ	東京都千代田区神田錦町二丁目9番地
輸第100086号	硝酸石灰	日東工フシー株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
輸第100088号	混合加里肥料	日越化学株式会社	愛知県名古屋市港区い
輸第100092号	ひまし油かす 及びその粉末	かねさだ商事有限会 社	うは町1丁目23番地
輸第100093号	塩化アンモニ	株式会社正栄商会	福岡県福岡市中央区荒
輸第100094号	重通りん酸石 灰	アンデス貿易株式会 社	熊本県熊本市東区桜木
		三通国際商事株式会 社	五丁目7番30号
		東京都江戸川区亀戸六丁 目55番20号	東京都江戸川区一之江
		東京都千代田区神田司 町二丁目10番地	七丁目35番22号
		東京都江戸川区一之江 石坂三丁目1番7号	東京都江戸川区一之江
		石坂三丁目1番7号	石坂三丁目1番7号
		東京都千代田区丸の内 二丁目3番1号	東京都千代田区丸の内

## 感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

	新	旧
第1 感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱	感染症発生動向調査事業実施要綱
第2 対象感染症	対象感染症は次のとおりとする。	対象感染症は次のとおりとする。
1 全数把握の対象	1 対象の対象	1 対象の対象
一類感染症（略）	本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。	本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。
二類感染症（略）	第1 (略)	第1 (略)
三類感染症（略）	第2 対象の対象とする感染症は次のとおりとする。	第2 対象の対象とする感染症は次のとおりとする。
四類感染症（略）	1 全数把握の対象	1 全数把握の対象
五類感染症（全数）（略）	一類感染症（略）	一類感染症（略）
新型インフルエンザ等感染症（略）	二類感染症（略）	二類感染症（略）
指定感染症	三類感染症（略）	三類感染症（略）
(107)中東呼吸器症候群（病原体がべータコロナウイルス 属MERSコロナウイルスであるものに限る）、(108)鳥イン フルエンザ（H7N9）	四類感染症（略）	四類感染症（略）
2 定点把握の対象	五類感染症（定点）（略）	五類感染症（定点）（略）
五類感染症（略）	法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（明らかな外傷又は器質的疾患によるもの）を除く。若者が該疑似症の患者の症状である場合を除く。	法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（明らかな外傷又は器質的疾患によるもの）を除く。若者が該疑似症の患者の症状である場合を除く。

3 (略)

第3章～第4章（略）

## 第 5 章 事業の実施

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

アノ点を定めると、疑似症候群の発生率は約10%である。

の医療機関に於ける人口の問題とその対策について

の発生に生じる状況を把握するには、この考覈の結果を参考する。

は、小児科の標榜医療機関として主に小児科を診療する。

点起する。この点は、内因性の発作である。発作の間隔は、約1時間である。発作の持続時間は、約10分である。発作の原因は、内因性の発作である。発作の治療法は、内因性の発作である。発作の予防法は、内因性の発作である。

こじました、第2の(110)に掲げるものについては、小児科を  
こじました、第2の(109)に掲げるものは、小児科を

中医科内小兒科

主病（似）医業機号二二四

足増進者を參考するに當り、筆者等は、この點に注目して、各處に於ける現状を調査した。

所以王昌齡每有題畫詩，必以「不識廬山真面目」二句為終。

保健所管内人口	定点数
~3万人	3
3万人~7.5万人	4
7.5万人~12.5万人	7
12.5万人~	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

( 3 ) ( 略 )

5 ~ 6 ( 略 )

第 6 ( 略 )

第 7 實施時期は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、県道支えなどによる実情で実施する。この実施要綱の改正は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 23 年 9 月 5 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 3 月 4 日から施行する。

保健所管内人口	定点数
~3万人	3
3万人~7.5万人	4
7.5万人~12.5万人	7
12.5万人~	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

( 3 ) ( 略 )

5 ~ 6 ( 略 )

第 6 ( 略 )

第 7 の体お原に病等とい。この実施要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、県道支えなどによる実情で実施する。この実施要綱の改正は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 23 年 9 月 5 日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成 25 年 3 月 4 日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。  
この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。  
この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。  
この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。  
この実施要綱の一部改正は、平成25年10月10月14日から施行する。  
この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

## 参考資料 1

健感発 0716 第 1 号  
平成 26 年 7 月 16 日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

本日、中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成 26 年政令第 256 号）、  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令  
(平成 26 年政令第 257 号)、検疫法施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 258 号)、  
中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の  
予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読み替え  
に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 81 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省  
令（平成 26 年厚生労働省令第 82 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第  
1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第  
0308001 号当職通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る  
基準」の一部について、別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 7 月 26 日から適用  
することとしたので御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等に周知願いたい。

## 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」新旧対照表

	新	旧
別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～6 (略) 第7 指定感染症 1 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MER Sコロナウイルスであるものに限る。)	別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～6 (略) 第7 指定感染症 (新規)	
(1) 定義 ニコロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMER S (Middle East Respiratory Syndrome) コロナウイルスによる急性呼吸器症候群である。		
(2) 臨床的特徴 上トコブラクダがMER Sコロナウイルスを保有しており、ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染リスクであると考えられている。一方、家族間、感染対策が不十分な医療機関などにおける限定的なヒトヒト感染も報告されている。中東諸国を中心として発生がみられている。 潜伏期間は2～14日(中央値は5日程度)。臨床像は、無症状例から急 性呼吸窮迫症候群(ARDS)を来す重症例まである。典型的な病像は、発熱、咳嗽等から始まり、急速に肺炎を発症し、しばしば呼吸管理が必要となる。下痢などの消化器症状のほか、多臓器不全(特に腎不全)や敗血性ショックを伴う場合もある。高齢者や糖尿病、腎不全などの基礎疾患を持つ者での重症化傾向がより高い。		
(3) 届出基準 ア 患者(確定例) 医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること 等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。 この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいづれかを用いること。		

イ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当することから中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも1つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいづれかを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当することと等から中東呼吸器症候群が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、病原体の少なくとも2つの遺伝子領域が確認されたことから、当該者を中東呼吸器症候群により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいづれかを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当することと等から中東呼吸器症候群により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液、喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、剖検材料
分離・同定による病原体の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトヨブラクダとの濃厚接触歴があるもの

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたものの

2 鳥インフルエンザ (H7N9)  
(1)～(3) (略)

第8 (略)

鳥インフルエンザ (H7N9)  
(1)～(3) (略)

第8 (略)



別記様式 6-2 烏インフルエンザ (H7N9) (略)

別記様式 7 (略)

別記様式 6-1 烏インフルエンザ (H7N9) (略)

別記様式 7 (略)

## 参考資料2

健感発 0725 第1号  
平成26年7月25日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

### 中東呼吸器症候群(MERS)の指定感染症への指定後の対応について

中東呼吸器症候群(以下「MERS」という。)を指定感染症として定める等の政令(平成26年政令第256号)等が平成26年7月26日から施行されるところです。これに伴い、MERSに感染した疑いのある患者が発生した場合の標準的対応フローを別添1のとおり策定しましたので、業務の実施に当たって御活用ください。当面、MERSに感染した疑いのある患者について、地方衛生研究所において診断検査を実施する際は、別添2の別記様式を参考に、結核感染症課まで情報提供をお願いします。

また、国立感染症研究所ホームページにおいて、次に掲げる情報を近日中に掲載することとしておりますので、お知らせします。

- ・「中東呼吸器症候群(MERS)・鳥インフルエンザ(H7N9)患者搬送における感染対策」
- ・「中東呼吸器症候群(MERS)・鳥インフルエンザ(H7N9)に対する院内感染対策」
- ・「中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領」

なお、「中東呼吸器症候群(MERS)に関する対応について(協力依頼)」(平成26年5月16日健感発0516第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)は、今月26日をもって廃止します。

#### 資料

別添1：中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー

別添2：情報提供の際に使用する別記様式

(参考ホームページ)

厚生労働省「中東呼吸器症候群(MERS)について」

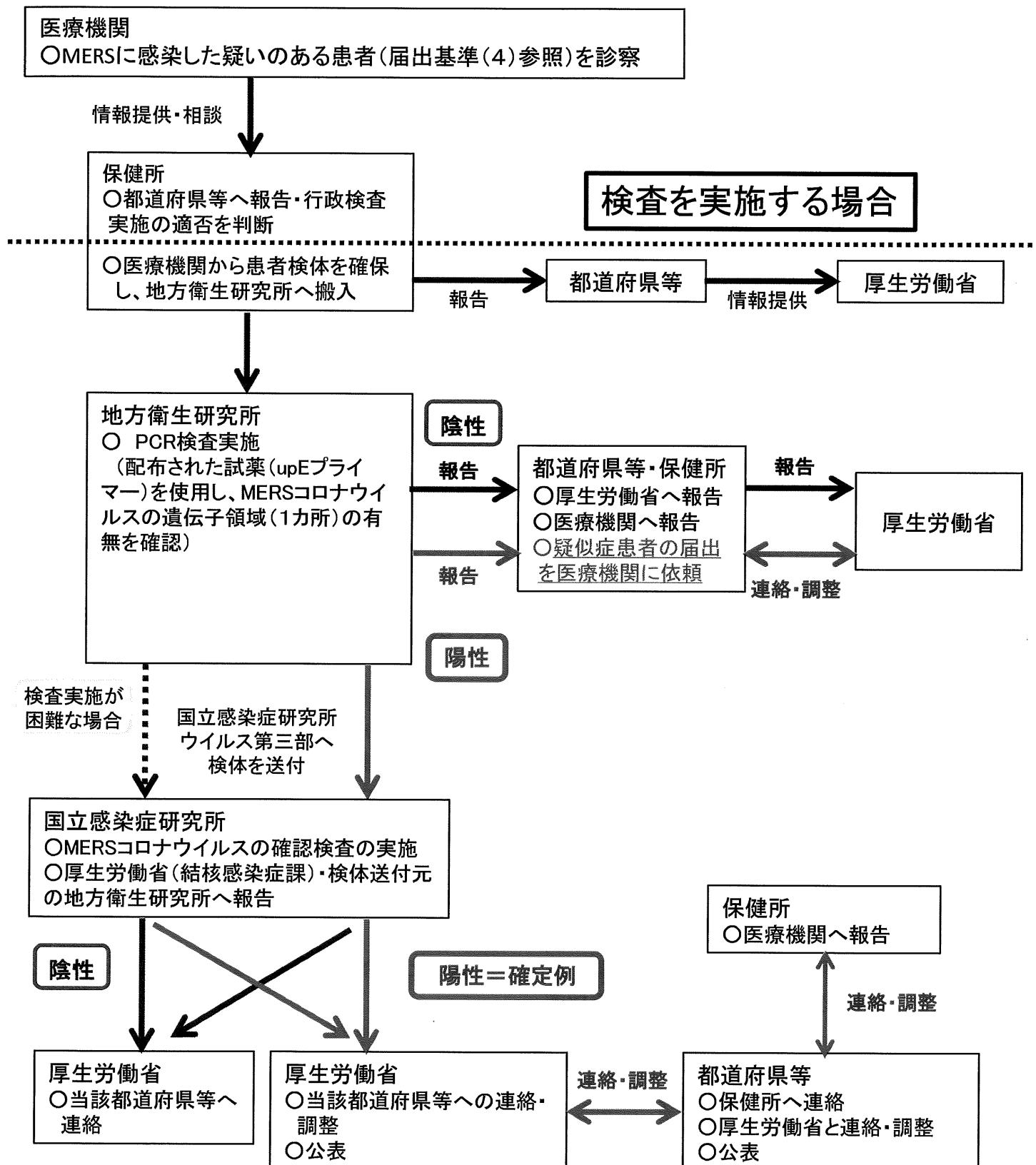
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所「中東呼吸器症候群(MERS)」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>

## 中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー（別添1）

平成26年7月25日現在



平成26年○月○日

厚生労働省健康局結核感染症課 宛て

○○県○○部○○課

## 中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者について

下記のとおり中東呼吸器症候群（MERS）に感染した疑いのある患者について、これから○○研究所において検査を実施するため、その旨情報提供します。

記

平成26年○月○日(○)○○保健所管内○○病院から連絡

## &lt;患者について（任意）&gt;

○○市（区・町）在住

性別：○性

年齢：○歳

職業：

基礎疾患：

## &lt;患者の履歴（分かる限りで）&gt;

H26.○.○～○.○.（○○に滞在）

現地での行動歴（病院の訪問歴、動物との接触歴等）：

H26.○.○～（帰国 or 日本入国）

H26.○.○～（症状・発症日）

入院日（救急搬送日）：H26年○月○日

## &lt;現在の症状等（分かる限りで）&gt;

現在の症状（分かる限り細かく）：

治療状況（分かる限り細かく）：

他に疑われる感染症等の検査結果：

## &lt;MERS 診断検査&gt;

検査実施機関：

検体の種類：

検査結果判明予定時刻：

